解散公告（第三回）

当法人は、存続期間の満了により、平成二十三年四月一日付けをもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年四月十一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年四月十三日

大阪市住之江区浜口東二丁目三番二二号
財団法人日本服飾デザイン技能検定協会
代表清算人　杉本忠三郎

解散公告（第三回）

当法人は、存続期間の満了により、平成二十三年三月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年四月十一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年四月十三日

大阪府豊中市北桜塚四丁目一一番一八号
財団法人豊中市水道サービス公社
清算人　阪口　博

解散公告（第三回）

当法人は、理事会及び評議員会の議決により、平成二十三年三月三十一日解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年四月七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年四月十三日

愛媛県今治市東門町五丁目八四〇番四
職業訓練法人東予情報処理技術振興財団
清算人　長野　和幸

配当公告

東京都港区虎ノ門二丁目六番四号虎ノ門一一森ビル　破産者　株式会社あいであ・らいふ

右の者に対する東京地方裁判所平成二十年（フ）第二三一三八号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当に加えるべき債権の総額

一般債権　金一、六三七、一〇九、八二〇円

優先債権　金三、九八一、四五四円

一、配当することのできる金額

一般債権　金一二八、五六五、七三八円

優先債権　金三、九八一、四五四円

平成二十三年四月十三日

東京都千代田区有楽町一丁目六番四号千代田ビル六階日比谷見附法律事務所

破産管財人　弁護士　五十嵐啓二

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍群馬県渋川市金井一三番地二、最後の住所北海道札幌市北区新琴似一一条一一丁目九番一八号メゾンシャルマンⅣ二〇二号

被相続人　亡　羽鳥　和彦

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年四月十三日

事務所群馬県高崎市請地町一一番地六たかさき法律事務所

相続財産管理人　弁護士　栗原　秀和

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉県香取市沢二八四八番地五、最後の住所千葉県香取市沢二八四八番地九

被相続人　亡　伊東　勇

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年四月十三日

事務所千葉市中央区中央四丁目一六番一号
建設会館ビル一階　プライム法律事務所

相続財産管理人　弁護士　金城未来彦

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍和歌山県和歌山市本町六丁目七番地、最後の住所岐阜県岐阜市日野東三丁目一三番六号

被相続人　亡　門谷　廣司

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年四月十三日

岐阜県岐阜市日野東七丁目一一番四号

相続財産管理人　司法書士　井田　琴美

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛知県田原市福江町上紺屋瀬古一六番地

一、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　川口　榮

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年四月十三日

愛知県豊橋市前田南町一丁目一番地の一タワーレジデンスＨＡＤＡ一〇三号

相続財産管理人　弁護士　川崎　浩二

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福岡県宗像市東郷二丁目一〇二四番地二、最後の住所福岡県宗像市三倉一番二二号

被相続人　亡　神山　淳一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年四月十三日

福岡県福岡市中央区赤坂一丁目一三番二八号ロマネスク赤坂三〇一号

相続財産管理人　岩城　邦治

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍佐賀県小城市芦刈町道免八二番地、最後の住所佐賀県小城市芦刈町三王崎一五二三番地

被相続人　亡　水田日出次

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年四月十三日

佐賀県小城市三日月町織島一六四七番地三
事務所佐賀県小城市小城町二七八番地三

相続財産管理人　司法書士　江原　義明

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍長崎市矢の平二丁目七一四番地、最後の住所長崎市矢の平二丁目七番二〇号

被相続人　亡　木村　剛

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年四月十三日

長崎市樺島町七番九号パインパレス四〇一

相続財産管理人　司法書士　安部　高樹

第７期決算公告　平成23年４月13日

東京都港区虎ノ門５丁目12番13号
オンコリスバイオファーマ株式会社
代表取締役　浦田　泰生

貸借対照表の要旨（平成22年12月31日現在）

科目		金額(百万円)
資の産部	流動資産	366
	固定資産	41
	合計	408
負純資産の債及び部	流動負債	110
	固定負債	2
	株主資本	303
	資本金	2,314
	資本剰余金	2,307
	資本準備金	2,307
	利益剰余金	△4,318
	その他利益剰余金	△4,318
	（うち当期純利益）	(37)
	評価・換算差額等	△7
	合計	408

第 26 期決算公告　平成23年３月23日

東京都港区六本木六丁目15番１号
ヘンダーソン・グローバル・インベスターズ株式会社
代表取締役　多次　貴志

貸借対照表の要旨（平成22年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	191,459
	固定資産	7,951
	資産合計	199,409
負純資産の債及び部	流動負債	65,260
	固定負債	10,402
	株主資本	123,748
	資本金	499,000
	資本剰余金	381,000
	資本準備金	381,000
	利益剰余金	△756,252
	その他利益剰余金	△756,252
	（うち当期純利益）	(30,756)
	負債・純資産合計	199,409

第６期決算公告

平成23年４月13日

東京都中央区日本橋１－４－１
一般社団法人ティー・エス・プロパティ
代表理事　須貝　信

貸借対照表の要旨（平成22年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	1,736
	固定資産	3,500
	資産合計	5,236
負純資産の債及び部	流動負債	70
	負債合計	70
	株主資本	5,166
	基金	7,500
	利益剰余金	△2,333
	（その他利益剰余金）	(△2,333)
	純資産合計	5,166
	負債・純資産合計	5,236

（注）当期純損失　396千円